

# 第3次つがる市行政改革大綱

平成29年3月

つ が る 市

## 目 次

I	これまでの取り組み	1
1	行政改革の取り組み	1
2	定員適正化の取り組み	1
II	行政改革の基本的な考え方	2
1	さらなる改革の必要性	2
2	基本方針	3
3	行政改革の取組期間	4
III	改革の方策	5
1	財政の健全化	5
2	効率的な行政運営	6
3	行政サービスの維持・向上と市民との協働	7
IV	行政課題への積極的な取り組み	8
1	人口減少、少子高齢化社会への対応	8
2	高齢者・障がい者支援の充実	8
3	地域経済活性化への対応	8
4	行政組織の連携強化	8

# I これまでの取り組み

## 1 行政改革の取り組み

### (1) 第1次行政改革大綱（平成17年度～平成21年度）

本市では、国の「今後の地方行革の方針（平成16年12月24日閣議決定）」をもとに、平成18年3月「つがる市行政改革大綱」を策定し、行政改革を推進してきました。その主な項目として「事務事業等の再編・整理、廃止・統合」「指定管理者制度を含む民間委託等の推進」「定員管理の適正化」「手当の総点検をはじめとする給与の適正化」「第三セクター・公社等の見直し」「地方公営企業の見直し」「経費節減等の財政効果」を掲げて取り組みを行った結果、5年間の累計で約37億円の財政効果額となりました。

### (2) 第2次行政改革大綱（平成22年度～平成26年度）

第1次行政改革終了後、職員数の減少や地方分権の進展による権限移譲事務の増加に対応し、効率のよい事務事業の実施への継続した取り組みを進めるため、平成22年5月に「第2次つがる市行政改革大綱」を策定しました。その主な項目として、「行政サービス改革」「組織・職員の改革」「財政運営の健全化」を掲げ、業務の民間委託、公共施設の再編、収入確保などに取り組み、計画期間5年間の累計で約33億円、平成27年度までの6年間の累計では約44億円の財政効果額となりました。

## 2 定員適正化の取り組み

### (1) 第1次定員適正化計画（平成17年度～平成21年度）

平成17年4月1日から平成22年4月1日までの計画期間において、75人（削減率9.8%）の削減目標に対し110人（削減率14.3%）の削減を行い、職員数は768人から658人となりました。

#### 【第1次定員適正化計画実績】

（単位：人）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般職員	768	754	726	704	681	658
臨時職員	111	114	120	119	106	90

### (2) 第2次定員適正化計画（平成22年度～平成26年度）

新市建設計画における財政効果で示した職員定数の考え方、国の「地方公共団体における定員管理について」の方針を踏まえ、175人（削減率26.6%）の削減目標に対し、191人（削減率29.0%）の削減を行い、職員数は658人から467人となりました。

#### 【第2次定員適正化計画実績】

（単位：人）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
一般職員	658	639	533	510	486	467
臨時職員	90	75	72	47	37	34

## II 行政改革の基本的な考え方

### 1 さらなる改革の必要性

#### (1) 人口減少、少子高齢化社会に伴う行政課題の多様化

本市の人口は、平成27年10月1日（国勢調査時）で、33,316人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」では、平成52年には22,549人にまで減少すると推測されており、県内10市中で最も急激な減少率となっています。

さらに、人口が減少するだけでなく、14歳以下の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口も減少するなど、少子高齢化を伴っての減少となることを示しています。

本市の人口減少や少子高齢化がこのまま進むと、市全体の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、地域そのものの衰退につながる事態になると推察されており、その克服に向けては、地域に暮らす人々が自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送れる地域社会を形成するため、地域の持つ課題に対してあらゆる方向から一体的に取り組んでいく姿勢が求められています。

こうした中で、市の基幹産業である農業の振興に大きな影響を与えかねない農村の高齢化や担い手不足、耕作放棄地への対応などのこれら課題に対し、スピード感を持って取り組むことが最優先となっており、さまざまな施策を講じて諸課題の解決にあたる必要があります。

また、人口減少社会は、税収の減などにより歳入確保が難しくなると同時に、急速な高齢化社会は、医療、介護などの社会保障費等の増加が予想されます。

そのため、多岐にわたる行政課題や市民ニーズの多様化への対応も求められるなど、行政を取り巻く環境は厳しさを増していくものと思われれます。

#### (2) 普通交付税合併算定替の特例期間終了に伴う財政状況

こうした状況に加え、普通交付税は合併後10年を経過する平成27年度から、合併による特例措置が段階的に削減され、特例期間が終了する平成32年度には、平成28年度交付額ベースよりも約15億円が削減されると見込まれています。

今後予想される税収の減少、歳出の増加に加えて、普通交付税額の減少は本市歳入総額の約6.3%にあたる金額となり、さらに厳しい財政運営を強いられることとなります。

#### (3) 地方分権の進展に伴う自己決定・自己責任による行政運営への対応

このような社会経済情勢を背景として、国と地方のあり方を対等と位置付け、地域のことは地域自らの判断と責任で課題に取り組む、地方分権改革が進められています。

国は、権限委譲や義務付け・枠付けの見直し等の改革を進めており、県においても「青森県事務権限移譲推進計画」が策定され、本市でも24項目の移譲事務を受け入れてきましたが、市の責任と負担が増加され、それらを担う人材の育成や行政機能の更なる強化が求められます。

これからも権限移譲はさらに進み、これまで以上に自己決定・自己責任の原則による自立した行政運営が求められています。

## 2 基本方針

本市では、これまでも第1次、第2次の行政改革により、財源不足を圧縮し取り組んできましたが、合併から10年を経過し、今後益々厳しい財政状況が見込まれる中、持続可能な行政運営を行っていくためには、行財政改革が最も重要な取組です。簡素で効率的な行政システムを構築するとともに、市民の皆さんの理解と協力を得ながら、地方分権時代にふさわしい行政運営を目指していかなければなりません。

そこで、次の3項目を基本方針とします。

### (1) 財政の健全化

将来にわたる人口の推移や財政状況を分析した上で、事務事業の見直しを行い、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めます。また、自主財源の確保や受益者負担の適正化による歳入の確保を図るとともに、事務事業の徹底した見直しや人件費の削減などの歳出の削減にも努めます。

### (2) 効率的な行政運営

厳しい財政状況や削減された職員数での行政資源の最適化を図りながら、複雑化、高度化する行政ニーズに対し、迅速かつ的確で効率的な行政運営を行います。

そのため、新たな組織・機構の構築や職員の定員管理をはじめ、人材育成の推進などに取り組むほか、公共施設の全体的な見直しも積極的に推進します。

### (3) 行政サービスの維持・向上と市民との協働

厳しい財政状況や減少する職員数により、効率的な組織機構を構築し、これまでと同様の行政サービスを維持していきます。

また、将来にわたって行政サービスの維持、向上を図るためには、市民と行政がそれぞれの特性を生かしながら相互の連携を図っていくことが不可欠であることから、市民との協働のまちづくりを促進し、市民からの声がまちづくりに反映できる信頼される市政の実現を目指します。

### 3 行政改革の取組期間

平成28年度～平成32年度（5年間）

この大綱を具体的に推進していくため、改革に向けた取組事項及びその実施年度、数値目標、実施効果額などを示した実施計画（別冊）を策定します。

最上位計画となる「第2次つがる市総合計画」に掲げた各種施策を進めていくには、各部署が目的実現のため策定した各種推進計画及び実施計画（別冊）を確実に実施していく必要があります。

取組期間内に、改革の着実な推進を図るため、行政改革推進本部において、実施計画（別冊）に位置付けた取組みの進行管理を行うとともに、その進捗状況について、広報誌やホームページなどを通じ、広く市民に周知します。

#### 【市が策定している主な推進計画等】

- ・ 財政運営計画（財政課）
- ・ 収納強化対策プラン（収納課）
- ・ 定員適正化計画（総務課）
- ・ 人材育成基本方針（総務課）
- ・ 消防再編計画（消防本部）
- ・ 公共施設等総合管理計画（企画調整課）
- ・ 男女共同参画推進プラン（企画調整課）
- ・ 地域福祉計画（福祉課）
- ・ 子ども・子育て支援事業計画（福祉課）
- ・ 障がい福祉計画（福祉課）
- ・ 老人福祉計画（介護課）
- ・ 介護保険事業計画（介護課）
- ・ 地域活力創生総合戦略（地域創生対策室）
- ・ 農業活性化推進計画（農林水産課）
- ・ ブランド事業推進アクションプラン（地域ブランド対策室）
- ・ 過疎地域自立促進計画（企画調整課）
- ・ 都市計画マスタープラン（建築住宅課）
- ・ 環境基本計画（環境衛生課）
- ・ 生活排水処理基本計画（下水道課）
- ・ スポーツ推進計画（教育委員会）

### Ⅲ 改革の方策

#### 1 財政の健全化

##### (1) 持続可能な財政運営

普通交付税の合併算定替の特例期間の終了や人口減少等に伴う税収の減による、厳しい財政状況に対応していくため、長期的な視点に立った財政運営の見通しの作成や財務指標の適正な管理に努め、透明性の高い持続可能な財政運営を目指します。

また、事務事業の必要性、妥当性、有効性、効率性などを検証の上、これを予算編成に反映させ、事業の優先化を進めます。

- ① 義務的経費及び経常的経費の抑制（事務事業の見直し）
- ② 公営企業等の経営健全化（公営企業会計等での人件費等の健全化）
- ③ 行政評価制度の確立（事務事業の評価の活用、予算の効率的な配分）

##### (2) 歳入の確保

市税や住宅使用料等の徴収や滞納整理の強化に取組み、収納率の向上を図ります。その他、遊休地等の売却、賃貸のほか、新たな自主財源の確保に関する検討も積極的に行い、より一層の歳入確保に努めます。

- ① 滞納整理機能の強化
- ② 口座振替の推進強化
- ③ 使用料手数料等の受益者負担の適正化(施設使用料、証明書発行手数料の改定)
- ④ 未利用財産等の売却、賃貸の推進（物件等をHPに通年で掲載）
- ⑤ ふるさと納税の推進（市特産品の再検討）

##### (3) 歳出の削減

これまで同様に、消耗品費や光熱水費の節約を継続し、そのほか、経費節減に関する検討を積極的に行い、より一層の歳出削減に努めます。

事務事業の実施や補助金等の支出については、必要性、有効性、効率性などを総合的に判断し、廃止、変更、縮小などの見直しを検討します。

- ① 徹底した経常経費の削減（さらなる経費節減と目標数値の設定）
- ② 自然エネルギーの導入（LED、太陽光発電を公共施設へ導入）
- ③ 補助金の合理化・適正化（補助金の削減）

## 2 効率的な行政運営

### (1) 定員管理の適正化と人材育成

定員管理については、事務事業や組織機構の見直しにより、機能的で効率的な行政運営が図れるよう、定員適正化計画を策定し、職員数を段階的に削減します。

少ない職員数で住民ニーズに対応していくため、職員一人ひとりの資質向上を図る必要があり、計画的な研修を実施します。

- ① 定員適正化計画の策定と着実な実行（平成 28 年度から策定）
- ② 人材育成基本方針の改定と研修制度の推進（方針改定と研修制度の拡充）
- ③ 職員提案制度の活性化（事務改善などの取組み）

### (2) 組織機構・事務事業の見直し

職員数の削減を進めるにあたり、これまで以上に機能的で効率的な組織機構を確立します。

また、事務事業の実施にあたっては、その必要性、有効性、効率性などを総合的に判断した上で、廃止、変更、縮小などを検討します。

- ① 機能的・効率的な組織への見直し（課の統廃合、部制の見直し）
- ② 消防組織の再編（消防署の統廃合）

### (3) 公共施設の統廃合と適正配置

人口減少や住民ニーズの変化などによる使用状況等により、合併以前に建築された公共施設全般について、廃止、用途変更など再編整理を進めます。

- ① 公共施設の統廃合方針の策定（資産の棚卸、資産台帳の作成）
- ② 公共施設の適正管理（施設集約化・複合化・統合・廃止、個別施設計画の策定）

### 3 行政サービスの維持・向上と市民との協働

#### (1) 窓口サービスの維持・向上

窓口業務における申請手続きの簡素化や事務処理の迅速化、市民にやさしい行政サービスの提供を推進します。

- ① 証明書交付窓口の統合(申請書の様式統一化)
- ② ワンストップサービスの導入

#### (2) 協働のまちづくりの促進

市民と協働のまちづくりを促進するため、地域の活力を生み出そうとする市民提案事業への支援を実施します。また、市民の声がまちづくりに反映されるよう、パブリックコメントや行政情報の提供、情報公開を一層推進します。

- ① 市民提案型事業(補助金)の募集
- ② パブリックコメントの推進
- ③ 多様な情報提供ツールを活用した広報の充実
- ④ 情報公開の拡大

## IV 行政課題への積極的な取り組み

本市が抱える行政課題に対し、適切かつ臨機応変に対応するため、行政組織の体制構築や分野横断的な連携体制の強化を図ります。

### 1 人口減少、少子高齢化社会への対応

人口減少や少子高齢化が、社会的・経済的に大きな影響を及ぼすと懸念されることから、本市の将来を左右する課題と位置づけて、解決に向けた施策を重点的に推進します。

### 2 高齢者・障がい者支援の充実

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。高齢者の状況把握に努め、一人ひとりの状況に対応したケアマネジメントの質の向上及び相談体制の強化を図ります。

また、障がい者の働く場・活動の場の拡大など、関係機関と連携し多様な就労機会の確保を図ります。

### 3 地域経済活性化への対応

国が策定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」は、農業・農村の基本政策を大きく転換する内容であり、農業を主体とする本市にとって、大きな影響を及ぼすことが予測されます。

また、人口減少に伴う後継者不足や労働力不足により、地域の生産性が低下する事態となり、本市全体の経済規模の縮小や生活水準の低下が懸念されるため、解決に向けた施策を重点的に推進します。

### 4 行政組織の連携強化

多様化・複雑化する行政課題の解決にあたっては、分野横断的な対応が不可欠であり、庁内における部課間の連携強化や施策推進機能の強化を図り、効果的な推進に全庁を挙げて取り組みます。

また、各種推進計画を改善・向上させていくためのマネジメントシステム（運用・管理手法）を構築し、PDCAサイクルの考え方に基づいた計画の推進を行います。

# つがる市行政改革大綱

平成 29 年 3 月発行

つがる市行政改革推進本部

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑 6 1 - 1

TEL 0173-42-2111 FAX 0173-42-3069